段階取得時の再測定の根拠の変化と その示唆

Change of Basis on Remeasurement in Step Acquisitions and the Implications

山 下 奨
Sho YAMASHITA

要 旨

米国基準および IFRS における企業結合会計基準の改訂 (FASB 2007; IASB 2008) により、段階取得時に従来投資を再測定し、その差額を損益として認識することが求められるようになった。従来、この段階取得時の再測定は、経済的単一体説を根拠とするものであったが、FASB および IASB では、当該改訂に至る基準設定の議論において経済的単一体説を含む連結基礎概念を活用しておらず、本稿では、その代わりとなる根拠について検討している。

FASB (2007) および IASB (2008) では、段階取得等の取得取引について、取得(企業結合) 日での公正価値測定原則を広く設けることによって、経済的単一体説を含む連結基礎概念の議論を避けて、経済的単一体説と整合的な会計処理を導入することができたものと考えられる。 ただし、企業結合会計における公正価値測定原則により、たとえば、企業結合の付随費用とそれ以外の付随費用の整合性のほか、巨額となりうる段階取得時の再測定差額の取扱い、同じく巨額となりうるのれんの会計、および持分法会計基準との整合性などの問題が生じてきている。

キーワード:段階取得、従来投資の再測定、経済的単一体説、公正価値測定原則

1 はじめに

2001年6月に米国財務会計基準審議会(FASB)から公表された財務会計基準書(SFAS)第 141号「企業結合」(FASB 2001b) および SFAS 第 142号「のれんおよびその他の無形資産」(FASB 2001c) では、のれんの会計処理について、償却はしてはならないと規定されることとなった (FASB 2001c, 18 項) 1 。こののれんの非償却については、結論の根拠において償却期間が確定できない等のさまざまな理由が示されている。それ以外にも、企業によるロビイングという政治的な要因により、のれんの償却が禁止されることとなったといわれる(Ramanna 2008 等) 2 。

山下(2015)では、このようなのれんの非償却の規定に伴って、FASB(2001b)および 2007 年 12 月に公表された SFAS 改訂第 141 号「企業結合」(FASB 2007)などにおいて、企業結合において生じるのれんを小さくする工夫が凝らされているように見えることを示した。そのような企業結合会計の諸規定としては、たとえば、取得関連費用、無形資産(仕掛研究開発を含む)等がある。減損テストのみとなるのれんの金額を減らすことで、償却しないことによる利益計算への悪影響や、減損テストの大きな実務負担を緩和することができる。しかしながら、のれんを小さくする影響があるものばかりではなく、山下(2015)において今後の課題でも挙げたように、たとえば、FASB(2007)において新たに規定された段階取得における従来投資の再測定は、のれんを増加させる可能性が大きい 3 。この段階取得について、なぜのれんを減少させる工夫が行われていないのであろうか。

また、段階取得の再測定の根拠として、かつては経済的単一体説が挙げられていた。しかし、FASB(2007)およびそれと同様の IFRS 第 3 号「企業結合」(IASB 2008)では、経済的単一体説を含む連結基礎概念に関する記載が基準本文および結論の根拠等に存在していない。その代わりに、何が段階取得の再測定の根拠となっているのであろうか。さらに、その根拠の代替は、どのようなことを示唆しているのであろうか。

このような問題意識のもと、本稿では、段階取得の再測定がなぜ新たに規定されたのかについて検討を行う。さらに、その根拠がどのような示唆をもたらすのかについて検討する。本稿の特徴は、段階取得において、経済的単一体説と同様の規定が支配概念と公正価値測定原則によって正当化されているようにみえること、その結果、企業結合の当初認識以外の会計処理と不整合を

¹ 同様の規定が FASB コード化体系 (ASC) でも引き継がれている (ASC 350-20-35-1)。

² のれんの会計処理について、当初の公開草案の FASB (1999) では償却が提案されていたが、再公 開草案である FASB (2001) では非償却が提案されていることとなった。

³ バーゲンパーチェス利得(負ののれん)を生じさせる場合もある。その事例については、たとえば、田中(2017,6)を参照。

もたらしていることを指摘している点にある。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では、段階取得について規定等を説明する。第3節では、段階取得の再測定と経済的単一体説との関係を取り上げる。第4節では、段階取得の規定を正当化した基準設定上の工夫について検討する。第5節では、公正価値測定原則の採用が示唆するものを示す。第6節では、結論を述べる。

2 段階取得の会計処理の規定

FASB (2007) および IASB (2008) において、特定の類型の企業結合に取得法を適用するための追加的な指針として、段階的に達成される企業結合、すなわち段階取得が定められている 4 。そこでは、段階取得は、取得日の直前に持分を保有していた被取得企業の支配を取得する取引とされており、具体例として、20X1 年 12 月 31 日に、企業 A は企業 B の非支配持分を 35%保有しており、その日に、企業 A は企業 B の持分の 40%を追加購入し、企業 A は企業 B の支配を得るといった取引が示されている (FASB 2007, 47 項: IASB 2008, 41 項)。

この段階取得においては、以前に保有していた被取得企業の持分を、取得日公正価値で再測定し、それにより利得又は損失が生じる場合には、当該利得又は損失を、適宜、純利益(純損益)又はその他の包括利益に認識しなければならないとされている(FASB 2007, 48 項; IASB 2008, 42 項) 5 。従前は、投資ごとの原価の累積をもとに取得原価が算定されていた(FASB 2007, B198 項; IASB 2008, BC198 項)。

このことについて、結論の背景において、FASBと IASB は、企業に対する非支配投資の保有から、当該企業に対する支配の獲得への変化は、当該投資の性質及び投資を取り巻く経済的環境の重大な変更に該当するという結論を下したとされている(FASB 2007, B384 項; IASB 2008, BC384 項)。そのうえで、当該変更は、当該投資の分類及び測定の変更を正当化するものとされている(FASB 2007, B384 項; IASB 2008, BC384 項)⁶。

この再測定差額の会計処理について、売却可能証券の評価差額の会計処理ではなく、売却可能 証券の認識の中止の会計処理との整合性が、根拠として挙げられている(FASB 2007, B389 項; IASB 2008, BC389 項)⁷。なお、IFRS 第 3 号の反対意見において、段階的に達成された企業結合

⁴ 他には、対価の移転なしに達成される企業結合について定められている。

⁵ 過去の報告期間において、被取得企業に対する持分の価値の変動をその他の包括利益に認識している場合には、その他の包括利益に認識された金額は、取得企業が以前保有していた持分を直接処分したならば要求されたであろう基準と同じ基準で認識しなければならないとされている(FASB 2007, 48 項; IASB 2008, 42 項)。

に関する 1 人の IASB メンバー(Robert P. Garnett 氏)の意見が示されている 8 。そこでは、従来保有していた被取得企業に対するすべての資本持分を公正価値で再測定することの影響について、純利益ではなく、その他の包括利益の独立の内訳として認識することが主張されている (IASB 2008, DO11 項) 9 。

なお、日本基準では、連結財務諸表と個別財務諸表とで別の規定が置かれており、連結財務諸 表上の規定のみが FASB (2007) と IASB (2008) の規定と同様のものになっている ¹⁰。

3 段階取得と連結基礎概念

この段階取得時における従来投資の再測定は、経済的単一体説を根拠として説明されることもしばしばである(川本 2011, 184 等)。この経済的単一体説を含む連結基礎概念に関する代表的な文献としては、Baxter and Spinney(1975)と FASB(1991)が挙げられる。Baxter and Spinney(1975)では、資本主(所有主)概念(proprietary concept)、親会社概念、親会社拡張概念(parent company extension concept)、実体概念(entity concept)の 4 つに、FASB(1991)では、親会社概念、経済的単一体概念、比例連結概念(proportionate consolidation concept)の 3 つにと

⁶ さらに、次のように述べられている。

支配を獲得した時点で、取得企業は被取得企業における非支配投資資産の所有者ではなくなる。 現在の実務と同様に、取得企業は投資資産の会計処理を中止し、財務諸表における被取得企業の資 産、負債及び営業成績の報告を開始する。実質上、取得企業は企業に対する投資資産の所有者として の地位を、当該企業(被取得企業)の資産及び負債に対する支配財務持分や被取得企業及びその経営 者が当該資産を営業活動にどのように使用するかを指示する権利と交換しているのである(IASB 2008, BC384 項)。

⁷ より詳細には、FASBと IASB は、売却可能証券の価値の変動は、当該証券の認識の中止が行われた時に、純損益に認識されることに留意した。段階的に達成される企業結合において、取得企業は、支配を獲得した時点で、連結財務諸表において企業に対する投資資産の認識の中止を行う。したがって、両審議会は、結果として生じる利得又は損失を取得日に純損益に認識することは適切であるという結論を下したとされている(IASB 2008, BC389 項)。

⁸ IASBメンバーという表現は、IFRS 財団編(財務会計基準機構・企業会計基準委員会監訳)(2017) に依っている。

⁹ たとえば、梅原(2017)や山内(2010)等でも、段階取得の再測定差額を(一定の条件のもと)その他の包括利益に認識することが提案されている。また、菊谷(2017)では、当該差額を資本剰余金に認識することが提案されている。

¹⁰ 連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定することが求められ、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額(持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額)との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理することとされている(企業会計基準委員会 2008, 25 項; 2013a, 25 項)。一方、個別財務諸表上は、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とすることが求められている(企業会計基準委員会 2008, 25 項; 企業会計基準委員会 2013a, 25 項)。

りまとめられている。経済的単一体説は、このうち、経済的単一体概念や実体概念に対応するものであり、本稿では同じものとして取り扱う 11 。

FASB (1991) によれば、経済的単一体説は、単一の経営者によって企業集団全体が支配されている点を強調する考え方であり、連結財務諸表は単一の集団として事業活動を営んでいる法的事業体の集合体(すなわち親会社およびその子会社)について情報を提供しようとするもので、企業集団を構成するさまざまな事業体の資産、負債、収益、費用、利得および損失が、連結事業体の資産、負債、収益、費用、利得および損失となるとされる(FASB 1991, 63 項)。さらに、すべての子会社が完全所有の子会社である場合を除いて、連結事業体の純資産は、支配株主持分と非支配株主持分とに区分されるが、支配株主持分と非支配株主持分はどちらも連結事業体の所有者集団を構成するとされる(FASB 1991, 63 項)。

この経済的単一体説を含む連結基礎概念と会計処理等の関係は、多くの文献で示されている (Baxter and Spinney 1975; FASB 1991; 川本 2011; 黒川 1998; 桜井 2008; 高須 1998; 山地 2014 等) ¹²。そのなかで、連結基礎概念と段階取得の関係は、たとえば、FASB (1991, 287 項 -314 項) において議論されている。段階取得において、親会社説が採られる場合、各購入を別個の取得として会計処理し、取得資産および引受負債の一部の公正価値と取得価格と比例購入持分の公正価値の差額を反映するのれんを記録することが提案されている (FASB 1991, 292 項)。FASB (1991) においては、親会社説のもとでは、子会社の株式取得の都度資産負債の評価替えを行ういわゆる 段階法を採ることが前提とされている ¹³。

一方、経済的単一体説が採られる場合、全部のれんを認識する方法と購入のれんを認識する方法の両方が示されている(FASB 1991, 295 項 -296 項)。そこでは、全部のれんを認識する方法では子会社の支配獲得時にのみ資産負債の評価替えを行ういわゆる一括法が、購入のれんを認識する方法では段階法が採られている。このうち経済的単一体説でいわゆる一括法を採る場合、のれんは、子会社全体の公正価値と識別可能資産負債のすべての差額として測定されることとなる(FASB 1991, 296 項)¹⁴。従来購入所有持分について公正価値と帳簿価額に差額がある場合、保有

¹¹ 連結における実体概念は、古くは Moonitz (1951) で挙げられている。

¹² 桜井(2008)では、①少数株主持分の性質、②子会社の資産・負債の時価評価方法、③のれんの認識範囲、④支配獲得後における持分売却取引の性質、⑤少数株主損益の性質、⑥アップ・ストリームの未実現利益の消去方法という6つの論点が示されている。川本(2011)では、①連結資本、②連結決算書の性格、③会計主体論との対応、④連結の範囲、⑤認識可能子会社資産、⑥段階取得での資本と投資の相殺消去、⑦子会社のれん、⑧未実現利益(アップストリーム)の繰り延べという8つの論点が示されている。

¹³ 現行の日本基準では、購入のれん方式と一括法の組み合わせになっているように、この組み合わせしか採ることができないわけではない。関連する文献として、全面時価評価法と部分時価評価法、および一括法と段階法に関する深い考察が行われている川本(2002, 第2章)がある。

¹⁴ そこでは、子会社全体の公正価値を求めるためには、鑑定評価 (appraisal) が通常であるとされている (FASB 1991, 296 項)。

利得または損失を認識しなければならないとされている(FASB 1991.297項)。

この FASB (1991) で提示された経済的単一体説のもとでの全部のれん方式の会計処理は、FASB (2007) および IASB (2008) の段階取得時の従来投資の再測定と同様のものである。しかし、FASB (2007) および IASB (2008) では、段階取得のみならず、連結・企業結合会計における諸論点について、このような経済的単一体説を含む連結基礎概念の議論が行われていない ¹⁵。

4 段階取得時の従来投資の再測定を正当化するための基準設定上の工夫

FASB (2007) および IASB (2008) では、なぜ FASB (1991) にあるような経済的単一体説という概念を用いずに、段階取得の会計処理について同じような結論に至ることができたのであろうか。

上述のように、企業に対する非支配投資の保有から、当該企業に対する支配の獲得への変化、すなわち段階取得は、当該投資の性質及び投資を取り巻く経済的環境の重大な変更に該当し、当該投資の分類及び測定の変更を正当化するものとされている(FASB 2007, B384 項; IASB 2008, BC384 項)。このように、支配獲得が測定の変更の契機になることが示されており、支配概念が鍵となっていることがわかる。それでは、どのようにこの支配概念と段階取得における従来投資の公正価値での再測定が結びつくのであろうか。

FASB (2007) および IASB (2008) では、測定原則として公正価値測定の原則が定められ、取得企業は、識別可能な取得資産及び引受負債を取得日公正価値で測定することが求められている (FASB 2007, 20 項; IASB 2008, 18 項) ¹⁶。このことの理由の 1 つは、段階取得の既存の実務への批判を改善するためであるとされている (FASB 2007, B198 項 -B204 項; IASB 2008, BC199 項 -BC204 項) ¹⁷。そして、事業が取得企業の財務諸表に計上される以前に発生した取引や事象に関係する金額は、その財務諸表利用者にとっては目的適合しないものであるため、新しく取得した事業の資産又は負債を取得日現在の公正価値と被取得企業の過去の原価又は帳簿価額とが混合した金額で報告することは何ら有用な目的に資さないという結論を下したとされている (FASB 2007, B200 項; IASB 2008, BC200 項)。このように、FASB (2007) および IASB (2008) では、支配することとなった子会社の識別可能資産負債について、支配時点、すなわち取得日の公正価値で測定する全面時価評価法を適用することを求めている。

¹⁵ 向 (2008) や川本 (2009) 等でも、同様の指摘がある。

¹⁶ FASB (2007, 20 項) では、非支配株主持分も公正価値測定が求められている。

¹⁷ その批判の1つが AIMR(1993, 28)で挙げられている。米国投資管理調査協会(AIMR)は、現在の CFA 協会(CFA Institute)の前身である。

この取得日公正価値で測定することを求める公正価値測定原則は、識別可能資産負債にだけではなく、非支配株主持分(FASB 2007, 20 項) 18 、移転対価(FASB 2007, 39 項; IASB 2008, 37 項)、条件付取得対価(FASB 2007, 42 項; IASB 2008, 40 項)、および段階取得における従来投資(従来保有持分)(FASB 2007, 48 項; IASB 2008, 42 項)などといった項目にも適用されている 19 。また、公正価値測定原則の適用により、取得関連費用については取得原価に含めるのではなく発生時の費用とする会計処理がもたらされている 20 。

このように、FASB(2007)および IASB(2008)では、従来から用いられてきている全面時価評価法、すなわち識別可能資産負債の公正価値測定から、段階取得時の従来投資の公正価値測定を含む移転対価の公正価値測定、非支配株主持分の公正価値測定などに、公正価値測定原則を拡張することによって、できるだけ自然な形で段階取得における従来投資の再測定等を根拠付けようとする試みが行われているようにみえる²¹。支配概念に加えて、公正価値会計原則を広く採用することで、経済的単一体説を含む連結基礎概念を議論することなしに、FASB(1991)で提案されていた経済的単一体説のもとで全部のれん方式と整合的な段階取得時の再測定を正当化することができたともいえよう。

5 企業結合会計における公正価値測定原則の採用が示唆するもの

この企業結合会計における公正価値測定原則は、他の基準を含む事後測定や他の基準における当初測定とどのような関係にあるのであろうか。

第1に、FASB(2007)および IASB(2008)における公正価値測定原則は、識別可能資産負債および移転対価を中心に企業結合会計の当初測定に適用されるものであり、基本的には事後測定にまで適用されるわけではない。企業結合において認識される資産等の多くについて、公正価値による事後測定が求められていない点で、事後測定を含めた公正価値測定(いわゆる全面公正価値会計)が求められているわけではない²²。

第2に、公正価値測定原則は、企業結合会計以外の当初測定では明示的に採用されておらず、

¹⁸ IASB (2008, 19 項) では、非支配株主持分は、①公正価値、または②被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定することが求められている。IASB (2008) では、非支配株主持分について公正価値測定は原則となっていないといえる。

¹⁹ 公開草案では、被取得企業全体の公正価値測定が求められていた(FASB 2005, 19 項; IASB 2005, 19 項)。

²⁰ 支配概念からは、新たに取得した子会社の資産等の公正価値測定を正当化することができるとしても、取得原価から取得関連費用を除外すべきかまでは答えが出ないように思われる。

²¹ 全部のれん方式もこの公正価値測定原則で正当化されるのかもしれない。

他の基準との不整合が生じている。たとえば、FASB(2007)や IASB(2008)でも、企業結合会計における取得関連費用(取得関連コスト)の会計処理について、他の基準または実務と異なることを認めている(FASB 2007, BC369 項; IASB 2008, BC369 項)。公正価値測定原則が当初測定にとって重要な概念であれば、企業結合会計以外の当初測定も変更する必要があるはずである。たとえば、有形固定資産や無形資産などの当初測定について、変更が加えられるべきであろう。しかし、現行では、そうした変更がないだけでなく、変更の提案もなされていない。もし公正価値測定原則が現行の規定とあまり変わらないものであれば、わざわざ変更しなくてもよいということもいえるものの、容易に変更(提案)がなされてもよいともいえるはずであろう。なぜ公正価値測定原則は、企業結合会計において重要な原則として設定されているにもかかわらず、他の基準等に波及していないのであろうか。

その理由の1つの可能性として、現在の会計基準は、全面公正価値会計を目指している途中段階で徹底されていないということも考えられるかもしれない。FASB (2007) および IASB (2008) の公正価値測定原則の設定の前に FASB (2001c) で規定された減損会計基準は、その一部に公正価値測定が求められているとおり、結果的に公正価値測定推進の道筋を開いたきっかけになったようにみえるかもしれない ²³。しかし、減損会計での公正価値測定は、帳簿価額の切下げの段階での公正価値測定であり、全面的なものではない。また、FASB および IASB の収益認識プロジェクトや保険契約プロジェクト等において公正価値測定の徹底が頓挫したことに鑑みれば、全面公正価値会計を目指すこと自体に大きな障害があるように思われる ²⁴。さらに、この全面公正価値会計の途中段階という立場に対しては、なぜ企業結合会計の当初測定についてある意味で先行して公正価値測定が求められることになっているのかも疑問であろう。

もう1つの可能性として、企業結合会計基準における公正価値測定原則は、経済的単一体説と整合的な段階取得の再測定等を正当化するための論理であるということが考えられる。単純なケースでは、当初認識における公正価値は取得原価とほぼ同値であり、当初測定における公正価値測定は、公正価値支持者にも取得原価支持者にも支持が得られやすいのかもしれない。このことは、山下(2017)にあるように、経済的単一体説と整合的な非支配株主持分に関するさまざま

²² 全面公正価値会計の提案としては、たとえば、CFA Institute (2007) 等がある。それを(批判的に)取り上げたものとしては、辻山(2012)、石川(2014)、辻山(2015) 等がある。

²³ 現時点では、のれんの非償却について揺り戻しがある。たとえば、FASBから公表された非公開会社の会計基準では、10年以内ののれんの規則的償却が認められることとなった(FASB 2014)。企業会計基準委員会(ASBJ)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)およびイタリアの基準設定主体(OIC)からは、のれんの償却を求めるディスカッション・ペーパー「Should Goodwill Still Not Be Amortised? - Accounting and Disclosure for Goodwill (のれんはなお償却しなくてよいか一のれんの会計処理及び開示)」(ASBJ, EFRAG and OIC 2014)が公表されている。また、のれんの減損会計自体を改善する動きもある。

²⁴ その経緯等については、たとえば、辻山(2015)、羽根(2015)、松本(2015)を参照。

な会計処理等を、連結基礎概念を回避して他の論理で達成しようとしているのではないかという ことと似ている。

経済的単一体説そのものではなく、公正価値測定原則という新たな論理を採用することによって、結果的に経済的単一体説と整合的な会計処理を達成することができているようにみえる一方で、いくつかの関連する問題を生じさせている。たとえば、先に挙げた企業結合の付随費用とそれ以外の付随費用の整合性のほか、巨額となりうる段階取得時の再測定差額の取扱い、同じく巨額となりうるのれんの会計、および持分法会計基準との整合性などがある。

6 おわりに

米国基準および IFRS における企業結合会計基準の改訂により、段階取得時に従来投資を再測 定し、その差額を損益として認識することが求められるようになった(FASB 2007; IASB 2008)。 従来、この段階取得時の再測定は、経済的単一体説を根拠とするものであった(FASB 1991 等)。 しかし、FASB および IASB では、企業結合会計基準の改訂に至る基準設定の議論において経済 的単一体説を含む連結基礎概念を活用していない。段階取得時の従来投資の再測定について、経 済的単一体説の代わりに何を根拠にしているのであろうか。また、FASB(2007)およびIASB (2008)では、企業結合の当初測定において公正価値測定が広く求められている。なぜ企業結合時 のみの公正価値測定の徹底なのであろうか。事後の公正価値測定はなぜ求められないのであろう か。企業結合の当初測定は、付随費用等について、他の資産の当初測定となぜ違うのであろうか。 本稿で示したように、段階取得等の取得取引等について、取得(企業結合)目での公正価値測 定原則を広く設けることによって、経済的単一体説を含む連結基礎概念の議論を避けて、経済的 単一体説と整合的な会計処理を導入することができたと考えれば、これらの疑問は氷解する。こ の公正価値測定原則の焦点は、段階取得等の企業結合取引の会計処理、言い換えれば、企業結合 時の測定、すなわち当初測定にある。経済的単一体説と整合的な段階取得の再測定等を正当化し ようとするものだとすれば、公正価値測定原則は、企業結合から生じる資産負債の事後測定につ いてまで徹底されなくてもよいことになる。また、付随費用である取得関連費用が取得原価から 除外されることもまた、当初測定における公正価値測定原則の帰結として生じるものになる。有 形固定資産等の会計処理の変更を含めた企業結合会計以外の会計について公正価値測定を徹底し ようとしていないことは、公正価値測定原則が段階取得等の特定の企業結合会計の会計処理を正 当化するためのものであることを示唆しているといえるのかもしれない。

ただし、企業結合会計における公正価値測定原則により、いくつかの問題が生じてきている。 たとえば、企業結合の付随費用とそれ以外の付随費用の整合性のほか、巨額となりうる段階取得 時の再測定差額の取扱い、同じく巨額となりうるのれんの会計、および持分法会計基準との整合性などがある。

今後の課題としては、これらの問題の検討に加えて、経済的単一体説と段階取得時の従来投資の再測定の関係の再検討、経済的単一体説と支配概念の詳細な検討、段階取得時の従来投資の再測定の他の論理の再検討等がある²⁵。

参考文献

- Accounting Standard Board of Japan (ASBJ), European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) and Organismo Italiano di Contabilità (OIC). 2014. Should Goodwill Still Not Be Amortised? Accounting and Disclosure for Goodwill. Tokyo, Japan: ASBJ. (企業会計基準委員会 (ASBJ)・欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)・イタリアの基準設定主体 (OIC). 2014. ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか―のれんの会計処理及び開示―」.)
- Association for Investment and Management Research (AIMR). 1993. Financial Reporting in the 1990s and beyond. Charlottesville, VA: AIMR. (八田進二・橋本尚共訳. 2001. 『投資管理調査協会 21世紀の財務報告』白桃書房.)
- Baxter, G. C. and J. C. Spinney. 1975. A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part I. CA Magazine 106 (1): 31-36.
- CFA Institute. 2007. A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors.

 Charlottesville, VA: CFA Institute.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum. Consolidation Policy and Procedures. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) 1999. Proposed Statements of Financial Accounting Standards. Business Combinations and Intangible Assets. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001a. Proposed Statement of Financial Accounting Standards. Business Combinations and Intangible Assets Accounting for Goodwill. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001b. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141. *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001c. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 142. *Goodwill and Other Intangible Assets*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2005. Exposure Draft. Proposed Statements of

²⁵ 段階取得時の従来投資の再測定の他の論理について、投資(持分)の継続・非継続(清算)等からの視点からの分析として、秋葉(2015)、大雄(2009)、小阪(2014)、斎藤(2013)、山下(2009)等がある。

段階取得時の再測定の根拠の変化とその示唆

- Financial Accounting Standards. Business Combinations a Replacement of FASB Statement No. 141. Norwalk, CT: FASB
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). Business Combinations. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2014. Accounting Standards Updates (ASU) No.2014-02. Intangibles Goodwill and Other (Topic 350): Accounting for Goodwill (a consensus of the Private Company Council). Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2005. Exposure Draft. Amendments to IFRS 3
 Business Combinations, London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- Ramanna, K. 2008. The Implications of Unverifiable Fair-Value Accounting: Evidence from the Political Economy of Goodwill Accounting. *Journal of Accounting and Economics* 45 (3): 253-281.
- IFRS 財団編(企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳). 2017. 『国際財務報告基準 (IFRS®) 2017』中央経済社.
- 秋葉賢一. 2015. 「企業結合における段階取得」 『企業会計』 67 (2):71-72.
- 石川純治. 2014. 『揺れる現代会計 ハイブリッド構造とその矛盾』日本評論社.
- 梅原秀継. 2017. 「企業結合会計の理論的課題—日本基準における支配概念をめぐって—」『會計』191 (4):15-25.
- 大雄智. 2009. 『事業再編会計 資産の評価と利益の認識』国元書房.
- 川本淳. 2002. 『連結会計基準論』 森山書店.
- 川本淳. 2009. 「少数株主持分の性質と測定」『會計』176(2):180-192.
- 川本淳. 2011. 「エンティティ―と持分」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系 現代会計学 [第1巻]企業会計の基礎概念』中央経済社. 165-195.
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013. 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 菊谷正人. 2017.「企業結合会計・連結会計における課題」『會計』191(4):1-14.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 小阪敬志. 2014. 「段階取得に係る損益の経済的影響」 『政経研究』 51 (2):113-142.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究〈増補改訂版〉』中央経済社.
- 桜井久勝. 2008. 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』60(1):65-72.
- 高須教夫. 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」. 山地秀俊・中野常男・高須教夫. 『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所. 1-70.
- 田中建二. 2017. 「段階取得等に関する会計処理再考」 『會計』 192 (6):1-15.
- 辻山栄子. 2012. 「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」 『早稲田商学』 431:243-268.

跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第25号 2018年1月25日

- 辻山栄子. 2015. 「国際財務報告基準 (IFRS) をめぐる理論的課題と展望」辻山栄子編著『IFRS の会計 思考―過去・現在そして未来への展望』中央経済社. 1-34.
- 羽根佳祐. 2015. 「保険契約プロジェクト―プロジェクト長期化の原因に関する検討」辻山栄子編著 『IFRS の会計思考―過去・現在そして未来への展望』中央経済社. 151-184.
- 松本敏史. 2015. 「収益認識プロジェクト―理論と慣習の相克」辻山栄子編著『IFRS の会計思考―過去・現在そして未来への展望』中央経済社. 251-282.
- 向伊知郎. 2008. 「連結基礎概念からみた企業結合会計の論点—のれんと少数株主持分の当初測定を中心に」『企業会計』60(6):25-33.
- 山内暁. 2010. 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系 現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.
- 山下奨. 2009. 「持分の段階取得と収益認識」『商学研究科紀要』 68:187-205.
- 山下奨. 2015.「のれんの非償却が企業結合会計の当初測定に及ぼした影響」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』19:221-234.
- 山下奨. 2017. 「資産負債アプローチによる経済的単一体説の代替可能性とその示唆— FASB と IASB の 基準設定における連結基礎概念の不在をめぐって—」『會計』191 (5): 54-66.